

就農相談FAQ

このリーフレットでは、新規就農相談でよく受ける質問についてまとめています。いわゆる「よくある」事例ですが、就農検討の一助になれば幸いです。

1 農地はすぐ借りられる（買える）の？

インターネットやマスコミなどの情報を見ると、「現在、耕作放棄地が増えていて、農地はすぐ借りられる」と思われがちですが、「必ずしもそうではない」のが現実です。

北九州市の耕作放棄地の多くは、耕作困難な条件の良くない場所です。具体的には近くに水が無い、トラクターが入る道が無い、イノシシなどの獣害がある等の課題がある農地です。

つまり、条件が悪く、プロの農家でも耕作をあきらめる場所が「耕作放棄地」なのです。

2 農地貸借の注意点は？

農地は一般的な土地と比べると借りる際の注意点多いと言えます。

理由は、農地を使っている既存農家は昔からの顔なじみであり、長年つちかった気遣いがある、これが当然になっているためだと言えます。

例えば、隣りあう農地の境界の畦、田を越す水、田に水を入れる時期等は、お互いが了解した「あうんの呼吸」で現在の使用方法になっているというのが普通です。さらに、農家間でも地域によって慣習が異なります。

そのため地域のルールになじみがない方の参入には非常に抵抗があり、なかなか農地の貸し借りまで話が進みません。これは農家間の貸借でも、度々問題になります。

同様にハウス・倉庫の建築や、水稻から畑（野菜作）への転換などの場合も隣接農家の了解が必要です。

農地の貸し借りは土地代を払えばよいだけではなく、日常の挨拶レベルから地域行事への参加まで、ある程度時間をかけた「地域への仲間入り」が不可欠であると言えます。

3 有機農業をしたいのですが？

有機農業は一定の支持はありますが、なかなか難しいようです。

原因を調査するといくつか共通する課題があるようです。

まず、立地条件です。いくら自分の農地を有機にしても、周囲が水稻ばかりだと水を通じた農薬の流入に悩まされます。これは河川水でも同じです。農薬から切り離せる水源の確保は重要な課題になります。

次に雑草についてです。有機農業では雑草は刈るよりも上手く付き合う方法が多い傾向にあります。しかし、慣行農家の多くは雑草は病害虫発生の元とみなし、生やさない、侵入させない、が一般的です。雑草に対する考え方の違いは周辺農家とのトラブルに発展することもあります。

市場性の問題もあります。有機農産物が高額取引されるのは、健康志向の高い富裕者層が多い地域が中心で、一般的な地方市場では慣行品と差別化すること自体が難しいようです。北九州市でも有機農産物の有利販売は個人レベルでの取引が大半で、市場開拓には大変苦労するようです。

最後に生産性です。やはり日本は有機農業が多い欧州などに比べ害虫、病気（カビ等）、雑草のいずれも多いようで、農薬や化学肥料を使わないと生産性や見栄えが落ちます。また品種開発でも慣行農法が前提なのでここも苦労します。対策には多くの手間と工夫が必須となります。

有機農業を始める場合、慣行農法が主流の地域よりも、有機農業に適した場所（地域）を探し出す必要があると言わざるを得ません。



新規就農の相談は
こちらにどうぞ



北九州市内のご相談は

門司区・小倉北区・小倉南区で就農をご希望の方は

北九州市 東部農政事務所

北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所 4階

☎ (093) 951-1020 FAX (093) 922-6403

若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区で就農をご希望の方は

北九州市 西部農政事務所

北九州市八幡西区光明1-9-22 折尾出張所 2階

☎ (093) 693-9912 FAX (093) 693-0675

中間市・遠賀郡でのご相談は

福岡県 八幡農林事務所 北九州普及指導センター

北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎 2F

☎ (093) 601-8855 FAX (093) 601-8869

福岡県域でのご相談は

福岡県農業会議

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 711-5070

(公財)福岡県農業振興推進機構

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 716-8355